

集中改革プランの実施状況

平成 22 年 10 月

日 野 市

1 集中改革プランについて

行政改革を更に積極的に推進することにより、簡素で効率的な政府を構築し、財政の立て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、国民生活の利便性の向上を図るため、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されました。これを受け、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務省)

(以下「新指針」という。)を通知、自治体毎に、平成17年度から平成21年度までを期間とする行財政改革の具体的な取組を、住民に分かりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)として作成することが示されました。

これに基づき、日野市では平成18年3月に集中改革プランを策定しました。集中改革プランでは、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化などの項目について、5年間の具体的な取組内容を、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を掲げて実施することとしました。その主な項目についての進捗状況は、年度ごとに市民に公表してきました。

2 集中改革プラン策定の目的

集中改革プランを策定した平成17年度ごろは、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、厳しい財政状況の中、市民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められるようになってきました。また、市民団体による活動が活発化し、公共的サービスの提供は市民自らが担うという意識も広がり、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において市民団体を始め、NPOや企業などの多様な主体が提供する仕組みを整えていく必要が出てきました。これからの自治体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが必要です。

このような状況の中、日野市では次のような目的を掲げ集中改革プランを策定しました。

- (1) 一部自治体の不適切な運営や支出等により、行政に対する住民の不信感が生じているため、地方公共団体が前向きに行政改革に取り組んでいることを理解してもらう。
- (2) 行政としての説明責任を果たすため、他団体と比較可能な指標を

- 用いて、行政改革の目標及び成果を分かりやすい形で公表する。
- (3) いわゆる団塊世代の大量退職期を迎えるに当たり、計画的に職員数の適正化を図る。

3 集中改革プランの内容

集中改革プランの期間は平成 17 年度から 21 年度までです。また、項目は、「新指針」に基づき、次のとおりとなっています。

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 職員数の適正化
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当等諸手当の見直し等）
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 経費節減等の財政効果

4 日野市の集中改革プランの位置づけと第 3 次行革大綱との整合

集中改革プランは、平成 17 年度から平成 22 年度までを実施年度とする第 3 次日野市行財政改革大綱（以下「行革大綱」という。）の中に位置付けられています。行革大綱より実施期間が 1 年短い集中改革プランでは、行革大綱の項目から、新指針に沿って市が集中して確実に取り組むべき緊急の課題を選択し、全ての項目を期間内に確実に実施することとしました。

集中改革プランに掲げている項目は、行革大綱に包含されていることから、行革大綱との整合を図るとともに、集中改革プランについては、行革大綱の進行管理体制として設置した庁内行財政改革推進本部や市民参画による行財政改革推進懇談会により、進行管理を行ってきました。

5 集中改革プランの実施状況

(1) 概要

事務・事業の再編・整理、廃止・統合	実績
1. 公共施設の抜本的な見直しを行う（「かしの木荘」「日野山荘」） ※「かしの木荘」「日野山荘」の廃止に向けて検討中。	検討中
2. 図書館業務に嘱託職員を導入し効率化を図る（正規職員の嘱託化導入） （平成18年度：4人、平成19年度：2人、平成20年度：2人）	実施済 （8人減）
3. 水道業務を東京都へ全面移管する（平成17年度：4人、平成18年度：13人、平成19年度：16人、平成20年度：14人）	実施済 （47人減）
4. 平成19年度より地方公営企業法の全部適用を実施し、日野市立病院の健全化を推進する ※平成21年2月病院改革プランを実施する中で検討する	検討中
5. 地方公営企業法の全部適用の実施までに、次の健全化の取組を行う （医師・看護師の確保、救急体制の充実、小児救急医療の拡大、病診・病病連携の強化、病院の特殊勤務手当の見直し等）	推進中
民間委託の推進（指定管理者制度の活用含む）	
1. 民間委託検討基準に基づき業務を点検し、積極的に民間委託を推進する	推進中
2. 土木、公園関係作業業務の民間委託を実施する（道路課・緑と清流課） ※費用対効果の観点と作業員体制を踏まえ保留とし、今後あり方を検討。	検討中
3. 小学校給食調理業務の民間委託を実施する（8校実施） （平成22年4月に東光寺小で実施 4人減）	推進中 7校（31人減）
4. 学校用務員業務の民間委託を実施する（15校実施） ※費用対効果の観点から当面再任用職員を活用し、将来的には嘱託員化を推進。	検討中
5. クリーンセンター焼却業務の民間委託を実施する （平成19年民間委託実施）	実施済 （20人減）
6. 少子化に伴う保育園等の改革計画に基づき保育園等の改善を図る （民間委譲・指定管理者制度の導入） ※計画に基本的変更はないが、待機児解消に向けた保育園の増設が求められている中、当面保留とする。	当面保留

7. 庁内定型業務の民間委託化を図る（総務定型業務：給料・旅費・統計） ※統計事務は国の所管。平成 20 年度現在、民間委託ができる旨の方針なし。 給料・旅費は、現時点で費用対効果が見込めないため引き続き検討。	検討中
8. 公共施設に指定管理者制度を導入する（16 施設に実施）134 施設へ導入 （平成 18 年度：17 施設、平成 19 年度：18 施設、平成 20 年度：76 施設、平成 21 年度：23 施設）	実施済
職員数の適正化	
1. 職員適正化計画を策定し、退職者不補充により定数の削減を図る 156 人（平成 17 年度：51 人、平成 18 年度：44 人、平成 19 年度：39 人、平成 20 年度：12 人、平成 21 年度：9 人）	155 人減
2. 民間委託による職員定数の削減を図る業務 （小学校給食調理・学校用務・土木公園関係作業・ごみ焼却業務・庁内定型業務）	推進中
3. 臨時職員、再任用職員、嘱託員等の活用により職員定数の削減を図る業務等 （図書館業務：正規職員の嘱託職員化の導入 8 人 など）	推進中
4. 組織運営上、職員定数が削減となる業務等 106 人減 （小学校給食調理：7 校民間委託化で 31 人減・クリーンセンター焼却業務：20 人減・図書館カウンター事務：8 人減・水道業務：全面移管 47 人減）	一部実施済 推進中
5. 職員の意識改革を図る	推進中
手当の総点検をはじめとする給与の適正化	
1. 人事院及び東京都人事委員会勧告に沿った適正な給与改定を実施する	推進中
2. ラスパイレス指数の適正化を図り、給与水準の目標はラスパイレス指数 100 以下とする （平成 17 年度：99.9%、平成 18 年度：101.3%、平成 19 年度：102.6%、平成 20 年度：101.3%、平成 21 年度：101.4%）	推進中
3. 職務給の徹底を図る （給与制度運用措置（わたり運用）を平成 18 年 4 月 1 日に廃止）	実施済 （平成 18 年度）
4. 職務給導入の効果、国・都や他市の状況を勘案し調整手当率の見直しを行う （平成 18 年度中に検討）	推進中
5. 期末勤勉手当傾斜配分の見直しを行う（平成 18 年 4 月 1 日実施） （加算対象の年齢要件を撤廃。役職職員のみ適用。部長 20%、課長 15%、課長補佐 10%、主任 5%）	実施済 （平成 18 年度）
6. 管理職手当の見直しを行う（平成 18 年度中に検討） （平成 20 年 4 月 1 日から管理職手当の定額化を導入）	実施済

7. 係長職手当を廃止する（平成 20 年 4 月 1 日に全廃する）約 1 億 3 千万円減	実施済み（平成 20 年度全廃）
8. 退職手当等の見直しを行い、退職時特別昇給の廃止と 55 歳昇給停止の検討をする（退職時特別昇給（勤続 20 年で 1 号昇給）制度を平成 18 年度廃止）	一部実施済 検討中
9. 勸奨退職制度の見直しを行う（平成 18 年度中に検討）	実施済 （平成 18 年度）
10. 住居手当の見直しを行う（平成 18 年 4 月 1 日実施） （扶養あり 16,500 円→10,500 円、扶養なし 15,500 円→9,900 円、借家加算 2,000 円）	実施済 （平成 18 年度）
11. 扶養手当の見直しを行う（平成 18 年 4 月 1 日実施） （約 3,300 万円減）	実施済 （平成 18 年度）
12. 通勤手当の見直しを行う（平成 18 年 4 月 1 日実施） （距離 2km 以上が支給対象 580 万円減）	実施済 （平成 19 年度）
13. 時間外勤務の縮減を図り、平成 14 年度時間外手当の決算額と比較し、実績の 50%縮減（2 億円→1 億円）を目指す	推進中
14. 初任給格付けの見直し （年齢格付け廃止。経験格付けとした）	実施済 （平成 18 年度）
15. 調整昇給を廃止する（平成 18 年 4 月 1 日実施）	実施済 （平成 18 年度）
16. 費用弁償（出張旅費の日当）の廃止を検討する（平成 18 年度中に検討） （日当（日帰り出張）の廃止 約 40 万円減）	実施済 （平成 20 年度）
17. 互助会運営費に対する市交付金の見直しを行う（平成 17 年度比で 5 年間 30%の減） （目標 30%減は平成 18 年度に達成済だが、他市の状況を見て引き続き見直しを行っていく）	実施済 （平成 18 年度） 推進中
第三セクター（外郭団体）の見直し	
1. 日野市福祉事業団の発展的な解散を視野にいたした抜本的な改善を図る	推進中
2. 市の直営施設（福祉事業団運営）を抜本的に見直す （平成 20 年度：特養浅川苑、浅川苑サービスセンターの民間移譲実施。栄町サービスセンターの民間移譲については、検討中）	一部実施済 推進中
3. 日野市社会福祉協議会の運営を見直す （平成 20 年度：平成 18 年度から 3 年計画で給与体系を見直し、適正化を図った）	一部実施済 推進中

4. シルバー人材センターの運営を見直す) (平成 20 年度：平成 18 年度から 3 年計画で PWA-職員給料を 13%削減し、適正化を図った)	一部実施済 推進中
5. (株)日野市企業公社の運営の改善を図る (全職員を対象に待遇研修を実施。給料表見直し及び賃金引下げの実施。)	推進中
経費節減等の財政効果	
1. 算出基準により、手数料・使用料の定期的な見直しを実施(4年に1回)する (使用料算定基準の決定。新たな施設と使用料改定施設の洗い出し実施)	推進中
2. 市税の徴収率の向上を図る (平成 16 年度と比べ、現年分同率、過年度分 6.9 ポイント向上)	推進中
3. 税等の滞納に備え徴収体制の強化を図る(特別催促等の強化により向上) 平成 21 年度：徴収実績(現年) 3 位 98.6%/26 市、(滞納繰越分) 14 位 25.9%/26 市	推進中
4. 介護保険料の徴収率の向上を図る 平成 21 年度：徴収実績(現年) 8.6%、(滞納繰越分) 25.9%	推進中
5. 市有財産等の有効活用を図る (総額：売払収入 1,326,442,016 円、貸付収入 108,815,532 円、合計額 1,435,257,548 円)	推進中
6. 不用遊休地の販売促進を図る (平成 21 年度：専門組織として土地活用推進室立ち上げ)	推進中

※ 減員は、増減の相殺はせず純粋に減だけの積み上げ数字です。

(2) 実施状況

集中改革プランの詳しい実施状況は別表の「集中改革プラン実施状況結果一覧表」のとおりです。

6 未達成項目の取扱い

目標まで到達していない項目については、第 3 次日野市行財政改革大綱の中で精査を行い、さらに、平成 23 年度から適用開始予定の第 4 次日野市行財政改革大綱(策定中)に引継ぐ項目としての検討をしていきます。

集中改革プランの実施状況

平成 22 年 10 月

事務局 日野市企画部行政管理チーム
〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
電 話 042-585-1111 (代) 内線 4401
F A X 042-581-2516
E メール tokku@city.hino.lg.jp
